下関広域都市圏の都市計画の方針

《目次》

1. 都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1-1. 下関広域都市圏の都市づくりの基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1-2. 下関広域都市圏の将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1-3. 都市計画区域等の指定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2. 区域区分の決定の方針・・・・・・・・・・・・1
$2-1$. 区域区分を決定する都市計画区域の設定方針 $\cdots 1$
3. 主要な都市計画の考え方・・・・・・・・・・・1
3-1. 土地利用に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
$3-2$. 広域的な都市施設の整備に関する基本方針 $\cdots 1$
3-3. 市街地整備に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
$3-4$. 自然的環境の整備、保全に関する基本方針 $\cdots 1$
3-5. 景観の保全と創出に関する基本方針2
3-6. 都市防災に関する基本方針・・・・・・・・・・・・2

平成31年3月

山口県土木建築部都市計画課

※本文中の年次表記について 本文中の年次表記は、原則和暦とし、昭和以前および平成 28 年以降については西暦 を併記することとしていますが、同一ページに同一年が複数ある場合は、先頭のものの み併記しています。 また、図表については併記しないこととしています。

1. 都市計画の目標

本計画の策定に当たり、「都市計画の目標」、「主要な都市計画の考え方」については、おおむね20年後となる令和22年(2040年)を想定し、「人口規模」、「区域区分*の決定の方針」については、おおむね10年後となる令和12年(2030年)を想定する。

1-1. 下関広域都市圏の都市づくりの基本理念

本広域都市圏は、本州の最西端に位置し圏域全体が中核市*の下関市である。 本圏域は、西は響灘、南は周防灘に面し、東部は中国山地の山々が連なっている。 南部は関門海峡を隔てて福岡・北九州都市圏、北部は長門広域都市圏、東部は宇部・ 小野田広域都市圏に隣接し、それぞれの都市圏との交流が行われている。

中国山地の稜線が海岸にまで迫る地形であるため平坦地は少なく、関門海峡や角島、内陸部の木屋川流域など変化に富んだ多様な自然環境が形成され、海岸沿いの美しい眺望など、魅力的な観光要素を有している。

歴史的には、その立地条件より古くから国内やアジアとの交流の玄関口として発展した海陸交通の要衝地であり、明治維新など日本史の主要な舞台に登場する数多くの史跡が南部の既成市街地*に点在する。

地域産業としては、水産業や農業などが本県の中心地であるとともに、工業やサービス業等の集積もあり、1次、2次、3次にわたる多彩な産業が営まれており、固有の自然と歴史、文化に彩られた地域特性を持っている。

本圏域が誇るこのような地域特性の優れた面を積極的に活かした都市づくりを推進するため、以下のように基本理念を設定する。

海陸交通の要衝として、山陽・山陰から北部九州、 東アジアまで広がる国際交流都市圏づくり

山陽と山陰、本州と九州の結節地、また海を通じた東アジアへの玄関口など海陸交通の要衝としての特性を活かし、県域を越えた広域的な都市間交流・連携を進める。また、多様な自然環境や多彩な産業集積等を活かした地域産業の活性化を推進し、活力と魅力にあふれる圏域づくりを行う。

*印のついている用語は巻末に用語解説を掲載している。

1-2. 下関広域都市圏の将来像

本広域都市圏における都市づくりの将来像を以下のように設定する。

(1) 目標年次におけるおおむねの人口規模(推計値)

▼おおむねの人口

	- 22	11		_	1	`
(単	11/	•	_	А)

区分	年次	平成27年*1	平成42(2030年)年**2
広域都市圏人口		268. 5	225. 7
年齢階層別人口	年少人口 (0~14歳)	31. 2 (11. 6%)	23. 7 (10. 5 %)
	生産年齢人口 (15~64歳)	148. 8 (55. 4%)	118. 6 (52. 5%)
	老年人口 (65歳以上)	88. 6 (33. 0%)	83. 5 (37. 0%)

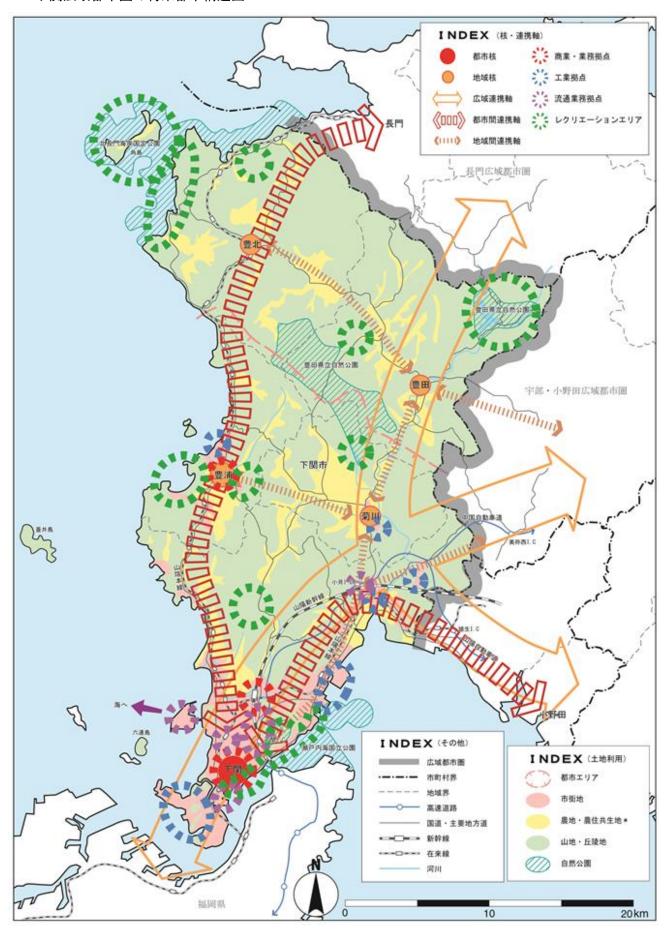
^{※1} 最新の調査年次である平成27年(2015年)国勢調査結果をもとに、年齢不詳人口を 按分補正した値

(2) 将来都市構造

下関広域都市圏の都市づくりの基本理念を踏まえ、将来あるべき都市圏の構造を、次のように構築する。

^{※2} 平成42年数値は、国立社会保障・人口問題研究所の推計(『日本の市区町村別将来推計人口』(平成30年(2018年)3月推計))による。

■下関広域都市圏の将来都市構造図



将来都市構造図の用語解説

①核・連携軸

都市核	都市の中心的役割を担う地区で、市の中心市街地とその周辺の主要な市街 地
地域核	各地域の中心的役割を担う地区で、合併前の町の中心地
商業・業務拠点	商業・業務機能の高度な集積を図る地区で、中心商業地等の主要な商業地
工業拠点	製造業などの工場の集積による生産活動の要となる地区で、大規模工場用 地や工業団地
流通業務拠点	物流機能の集積を図る地区で、港湾、市場、自動車ターミナル等
レクリエーショ ンエリア	広域的なレクリエーションの場となるエリアで、自然公園や大規模公園
広域連携軸	国土レベルの広域的な交通連携を担う軸で、高速自動車国道及び新幹線
都市間連携軸	都市の連携を担う軸で、都市核(隣接する広域都市圏を含む)同士を結ぶ 主要な幹線道路と鉄道
地域間連携軸	地域の連携を担う軸で、都市核と地域核、及び地域核同士を結ぶ幹線道路 と鉄道

②土地利用

-		
Ī	都市エリア	都市のおおむねのエリアで、都市計画区域*とその周辺を含むエリア
	市街地	市街地として建築物や都市施設*等の立地・集積を図るエリアで、市街化
		区域*及び用途地域*の指定されたエリア
	農地・農住共生地	農地の保全と営農環境・集落環境の維持・向上を図るエリアで、農地・水
		路等の田園環境や集落地などがまとまって存在するエリア
	山地・丘陵地	森林の保全と営林環境の維持・向上を図るエリアで、山地や森林
	自然公園	すぐれた自然の風景地として自然公園法に基づいて指定されるエリアで、
		国立公園、県立自然公園

(3) 都市圏整備の方向性

「海陸交通の要衝として、山陽・山陰から北部九州、

東アジアまで広がる国際交流都市圏づくり」のための整備の方向性

① 豊かな郷土資源を未来に引き継ぐ、個性あふれる美しい都市づくり

本広域都市圏は、瀬戸内海、日本海の2つの異なる海に接するとともに、関門海峡の特色ある景観や木屋川の清流など多様で豊かな自然資源を有している。

圏域内には、瀬戸内海国立公園や北長門海岸国定公園、豊田県立自然公園という自然公園をもつとともに、弥生時代の土井ケ浜遺跡から、壇ノ浦の戦い、北前船の寄港地、明治維新など日本史の主要な舞台に登場する数多くの史跡や歴史的まちなみが残されており、県内だけでなく、県外からも多くの観光客が訪れている。

このような多様で個性あふれる圏域の郷土資源を保存、育成、継承し、その特性を活かしながら、都市の発展と自然環境、歴史的環境が調和した良好な都市圏を維持・発展させていくために、次のような観点から、美しい都市づくりを推進する。

■ 海峡等の魅力を活かした中心市街地における都市の顔づくり

都市核を担う下関駅周辺から唐戸地区までの中心市街地においては、関門海峡を望む特徴的な景観やこれまで整備されてきた都市基盤ストック*を最大限に活かして、魅力ある都市の顔づくりを行うとともに、海峡を共有する北九州市と連携した一体的な景観づくりを推進する。

■ 歴史的市街地の環境の維持・向上

日本史の主要な舞台となった市街地中心部、長府地区、吉田地区等の史跡など、歴史的資源の保全とともに、歴史的まちなみを活かした景観形成を進め、歴史的市街地の環境の維持・向上を図る。

■ にぎわいある都市整備と一体となった憩いと交流の空間の確保

勝山・川中地区を流れる綾羅木川や、長府地区を流れる壇具川等の市街地内及び周辺の河川や緑地、中心市街地に近いウォーターフロント*等は、だれもが快適に利用できる憩いと交流の空間として整備・保全する。

■ 海岸部や内陸部の自然的な環境の保全・活用

関門海峡や日本海側の自然海岸、木屋川流域、栗野川流域など豊かな自然環境や自然景観の保全・活用を図りつつ、動植物の良好な生息環境の確保を図る。また、それらを活かした自然体験型観光・レクリエーション空間の整備を進める。

また、都市機能*の集約化や公共交通の利用促進等により、環境負荷の低い低炭素都市づくりを推進するなど、都市と自然環境の共生を図る。

② ゆとりとにぎわいの都市生活を提供する安心・安全な集約型の都市*づくり

下関地域の既成市街地*は、港湾機能を中心に発展し、まず関門海峡を望む臨海部に中心的市街地が形成され、その後都市の拡大とともに内陸部にも市街地が広がってきた。現在、県内で最大の人口を抱える都市であるが、近年臨海部の港湾や工業等の機能が低下し、人口は減少傾向にあり、中心市街地の空洞化や高齢化も進行している。その一方で、郊外丘陵地や幹線道路沿道等での宅地開発が行われ、市街地の外延化が依然として進行している。また、近年頻発する集中豪雨や発生が懸念される巨大地震等を踏まえ、災害に強い安心・安全な都市づくりが求められている。

このため、都市内に蓄積された都市基盤施設のストック*を活用しつつ、中心市街地の再構築を行うとともに、立地適正化計画制度の活用などにより都市機能*等を誘導し、中心市街地の拠点性を高めることにより、公共交通や徒歩による移動が可能な集約型の都市*づくりを進める。

■ 拠点性を維持する中心市街地の整備と工場跡地等の再生

下関地域の中心市街地においては、商業・業務地のにぎわい再生と教育、文化、情報等の高次都市機能*の整備充実、必要に応じた都市基盤の整備等による中心市街地の再構築を進め、拠点性の維持・充実を図る。併せて、利便性が高くうるおいのある居住環境の整備を行い、都心居住の促進を図る。

工場跡地など遊休地が増加している地区については、土地利用規制の緩和や民間活力の誘導等によって土地利用転換を行うなど、再生に向けた事業を推進する。

■ 市街地形成の適正な誘導

下関駅周辺等の既成市街地*においては、既存ストック*を活用しながら土地の高度利用を図るとともに、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等に都市機能*、その周辺に居住の誘導を図る。また、郊外部においては、都市計画区域*相互や自然環境豊かな周辺地域などとの調整を図り、区域区分*制度やその他の土地利用規制制度の適用等により、新たな市街地の形成を抑制する。

■ 暮らしやすい環境の整備

人口減少・高齢社会に対応した集約型の都市*形成に向けて、既成市街地*を中心に、 徒歩や公共交通等により快適に移動できるひとにやさしい都市づくりを進め、誰もが 暮らしやすい居住環境の形成を図る。

また、下関駅や新下関駅など主要駅周辺や公共公益施設等を中心に、ユニバーサルデザイン*に配慮した安心・安全な都市づくりを進める。

■ 災害に強い都市づくり

大規模な自然災害等の発生に備え、災害に対するレジリエンス*の向上を図るため、本圏域の自然条件、災害特性、地域社会等、固有の状況を踏まえ、河川、海岸、砂防関係施設の整備・改修、災害時の緊急活動・緊急物資の輸送等に資する広域的な道路ネットワークの構築や安心・安全な生活道路の整備を進めるとともに、地域防災活動の促進などハード・ソフトの両面から防災・減災対策を進める。

下関地域や豊浦地域の木造老朽家屋が密集する防災上危険な地区においては、生活基盤と住環境の改善を行うとともに、地域固有のまちなみに配慮しながら、老朽住宅の除去、建築物の耐震化・共同化や高度利用等を誘導し、安全でうるおいのある市街地への更新を図る

③ 都市ごとの個性を活かし、連携して活力を生むネットワークづくり

本広域都市圏は、下関市中心市街地などが広がる瀬戸内海沿岸部や日本海沿岸部と、 内陸部や山間部により構成され、沿岸部の市街地から豊かな自然環境を持つ山間部ま で、多様な特性を有している。

圏域内では、都市核を担う下関市中心市街地に都市機能*が集積する一方で、内陸部、 山間部などの地域では、それぞれに固有の歴史、文化、豊かな自然環境等を有してい るものの、過疎化、高齢化が進行している。

これらの地域の個性を活かしつつ、地域資源や産業を活かした地域振興を図るとともに、圏域が一体となって地域活力の維持向上を図るため、都市と農山漁村との交流・連携の強化を図る。

また、都市圏全体の活性化を図るため、隣接する広域都市圏との交流・連携、さらには関門海峡を隔てた北九州都市圏との交流・連携など、ネットワーク形成を図る。

■ 県境を越えた都市間連携による都市の個性づくり

県西部の都市圏である本広域都市圏では、都市核を担う下関市の中心部に商業や教育、文化、情報等の高次都市機能*を集積するとともに、隣接する宇部・小野田、長門広域都市圏との交流・連携、さらには県境を超えた北九州都市圏との広域的な交流・連携が図られた関門都市圏づくりを推進し、県勢の発展を担う魅力と活力のある広域都市圏の形成を図る。

■ 多様な交流を支える交通基盤*の整備

圏域内における都市部と地域の交流・連携や隣接する他の広域都市圏、さらには福岡・北九州との広域的な交流・連携を促進するため、幹線道路等の交通基盤*の整備を進めるとともに、鉄道やバス等の公共交通網の整備・充実によるネットワークの強化を図る。

また、アジア等との交流を促進するとともに国際物流拠点の形成を図るため、下関港の沖合人工島の整備等を推進する。

■ 都市と農山漁村との交流・連携の強化

過疎化、高齢化が進む農山漁村地域においては、食料供給の役割を担う農業や水産業等の生産基盤を整えた上で、都市機能*の一部を都市核に依存しつつ、日常的な生活サービス機能の拠点化を図るとともに、路線バス等の公共交通の充実を図り、都市部との交流・連携による相互補完関係の強化を図る。

■ 都市施設*に関する広域的調整と整備の推進

都市圏間の交流・連携性を高める幹線道路や広域公園*等の都市施設*の整備については、都市間の広域的調整を図りながら、効率的、有機的に整備を推進する。また、廃棄物処理場等の公益的施設の整備についても、都市間の広域的調整を図り、円滑な整備を推進する。

■ 地域の活性化を創出する多様な産業の振興と連携

都市核において個性を活かした都市づくりを進めるとともに、産業支援機関と連携した新しい産業の育成、水産業をはじめとした農林水産業や自然・田園景観を活かした体験型観光の展開など、地域の特色を活かした多様な産業の振興を図り、これらの連携による地域活力の向上を図るため、ネットワークづくりを推進する。

④ 住民と行政が協働し、共創する身近なまちづくり

限られた都市の空間的、経済的資源を有効に活用したまちづくりが円滑に進み、生みだされた都市施設*や空間を住民が充分に活用することにより、地域を活性化させるためには、住民と行政が情報を共有し、それぞれの役割と責任を分担しながら、協働して都市整備を進めることが必要となる。

このため、県及び市は、地域特性を活かした個性豊かなまちづくりに向けて、地域に密着した効率的な都市計画執行体制の充実を図る。また、まちづくりへの住民参画を進めるために、まちづくりに関する情報をわかりやすく整理した上で積極的に提供するとともに、計画づくり等の都市整備の初期段階から住民の意見を反映できる仕組みを構築する。

さらに、住民と行政の間に入り、意見調整や社会的資源の活用等、まちづくりに関する総合的な提案やアドバイスを行う民間専門家を育成し、その活動を支援する。

これらの施策により、次のような住民と行政の協働・共創のまちづくりを進める。

■ まちづくりに関するわかりやすく利用しやすい知識・情報の提供と収集

都市計画やまちづくり活動に関する知識・情報・責任を住民にわかりやすく整理し、 広報紙やマスメディア、講習会、インターネットなどのICTの活用等により多様な 年齢層にとって使いやすいかたちで積極的な提供を行う。

また、情報を提供するだけでなく、アンケート調査やホームページの掲示板等により、絶えず住民意見を把握するよう努める。

■ 県と市における都市計画執行体制の充実

県と市では、地域特性を活かした効率的なまちづくりの推進に向けて、地域に密着 したまちづくりと広域調整を図るための執行体制を整備・運用する。

■ まちづくりにおける住民参画を促進する仕組みの整備

まちづくり活動の主体形成やサポーターづくりのため、計画作成等の初期段階から、ワークショップ*などを通じて住民の参加を促すとともに、住民・企業・大学等研究機関・関係団体(NPO*など)等のネットワーク形成を支援し、住民の力を合わせたまちづくりを行える仕組みの構築を進める。

また、住民の継続的な参加を図るためにコミュニティビジネス*を組み込んだまちづくり活動等の取組みを促すとともに、多様な主体による活動を促進するためにエリアマネジメント*の仕組みづくりを進める。

■ まちづくりを支援する民間専門家等の育成・活用

住民参画のまちづくりを進めるために、住民と行政の協働による構想や計画の策定、事業実施及びその後の管理においてアドバイスするなど、住民のまちづくりを支援する民間専門家を育成し、活用していく。なかでも地域の景観を活かしたまちづくりについては、将来を担う子供達にふるさとの景観の美しさや大切さを実感してもらうための景観学習を推進するとともに、「山口県景観アドバイザー」や「山口県景観サポーター」制度を活用し、まちづくりの主体となる住民等への意識啓発を図る。

1-3. 都市計画区域*等の指定の方針

本広域都市圏において、都市圏の将来像に示した都市づくりを広域的に推進するため、都市計画区域*等の指定について以下のとおり基本的な方針を定める。

都市計画区域*等の指定の方針

区域名	区域の面積、位置及び範囲	指定の方針
下 関都市計画区域*	19, 273 ha 下関市(行政区域の一部)	下関都市計画区域*について、現行の区域 を継続することとする。
下関北 都市計画区域*	19, 163 ha 下関市(行政区域の一部)	下関北都市計画区域*について、現行の区域を継続することとする。

[※] 都市計画区域*面積は、「都市計画現況調査」による平成29年(2017年)3月31日現在の値。

[※] 上記以外の地域は、都市計画区域*等の指定の必要性は低い。

2. 区域区分*の決定の方針

2-1. 区域区分*を決定する都市計画区域*の設定方針

本広域都市圏においては、各都市計画区域*の市街化圧力等を考慮し、区域区分*制度の適用について、以下の考え方を基本に検討する。

区域区分適用の方向性

都市計画 区 域 名	一次検討結果	二次検討における主な課題	区域区分*適用の方向性
下 関都市計画区域*	区域区分*制 度を継続する 必要性は高い。 現行; 線引き*	「継続する場合」 ・ 市街化調整区域*における土地利用のあり方 「継続しない場合」 ・ 用途白地地域*となる区域の土地利用のコントロール	本区域の開発圧力*はそれほど強くないものの、市街地拡大の可能性があることから、田園部や丘陵部等の自然的環境を保全するため、引き続き区域区分*制度を継続することが望ましい。また、市街化区域*縁辺部の市街化調整区域*においては、合理的かつ計画的な土地利用を誘導する必要がある場合は、地区計画*の策定等を検討することが望ましい。
下関北 都市計画区域*	区域区分*制 度を適用はい。 現行; 非線引き*	[適用しない場合]・用途白地地域*の土地利用のコントロール	本区域の開発圧力*は強くなく、市街地拡大の可能性も低く、隣接する下関ないを動まり高くはいため、区域区分*の適用の必要性ははいと考えられる。特に、線引き*都市計画区域*であるとは、おりとである。特に、線引き*都市計画区域*であるに、場別を*が近接しているに、行政に後期をである。大行政に後期をである。は、市街にである。は、市街にである。は、市街にである。は、市街にである。は、村村のに、村村のは、村村のは、村村のは、村村のは、村村のは、村村のは、村村の

3. 主要な都市計画の考え方

3-1. 土地利用に関する基本方針

(1) 市街地における方針

①商業地・業務地に関する方針

- ・ 九州やアジアからの玄関口である下関地域の中心部は、山口県西部の中核拠点都市として商業・業務機能の集積を図るとともに、医療、教育・文化等の高次の都市機能*もあわせた立地誘導を進める。
- ・ 下関、新下関駅周辺部は、県外や他の中核的な都市からの本広域都市圏への玄関 口であり、広域交通拠点としての立地を活かした商業・業務機能の集積を図る。
- ・ 総合支所などの行政施設を中心に、地域住民の日常生活を支える生活サービス機能等、一定の都市機能*の立地誘導を進める。
- ・ 本州と九州との結節地、東アジアへの玄関口といった地理的特性や関門海峡を望む特徴的な景観を活かして、個性あふれ、回遊性のある商業・業務拠点の形成を 図る。

②工業地に関する方針

- ・ 下関地域の彦島地区や長府地区等の臨海部地域では、造船業等を中心とした重工 業や水産加工業等の工場において防災面や環境面など周辺地域への配慮を行うと ともに、遊休地については、土地利用転換等の利活用を図る。
- ・ 下関地域内陸部の木屋川工業団地や豊東工業団地、小月駅周辺においては、多様な分野の製造業が集積しており、中国自動車道小月インターチェンジに近い立地を活かして、企業誘致を推進するとともに、防災面や環境面へ配慮した安全な工業地域の形成を図る。

③住宅地に関する方針

- ・ 一定の人口密度を維持・確保するため、都市機能*の誘導とあわせて、公共交通の 利便性の高い駅やバス停などの周辺への居住の誘導を推進する。
- ・ 老朽化した木造建築物や細街路からなる密集した市街地では、建築物の耐震化、 住宅の建替え促進や生活道路の整備など住環境の改善を進めるとともに、空き家 の利活用を促進し、既成市街地*の再生によるまちなか居住を推進する。
- ・ 土砂災害特別警戒区域*に指定された区域については、開発許可*制度の適切な運用等により、住宅の新規立地の抑制や、既存宅地の区域外への移転・誘導を図る。
- ・ 相当規模の宅地開発が行われる、又は行われた区域については、地区計画*や緑地協定*・建築協定*等を活用し、良好な住環境の保全・形成に努める。

④流通業務地に関する方針

- ・ 下関インターチェンジ周辺や小月インターチェンジ周辺では、広域交通拠点という立地特性を活かし、流通業務機能の集積を図る。
- ・ 下関港は、北九州港とともに国際拠点港湾である関門港を形成しており、沖合人 工島をはじめ、国際海上交通基盤*の整備等、国際物流拠点としての整備を図る。
- ・ 幡生駅周辺では、沖合人工島の整備に伴って、海陸複合一貫輸送を可能とする新 たな土地利用に努める。
- ・ 下関地方卸売市場、下関漁港地方卸売市場、下関合同花さ地方卸売市場等を中心 に、青果物・水産物等の流通拠点の整備を図る。

(2) 市街地周辺部における方針

①市街化調整区域*における方針

- ・ 市街化調整区域*においては、開発の抑制を原則とするが、良好な居住環境の形成 や地域の活性化等を図るべき地区については、田園環境や海岸、山地・丘陵などの 自然的環境の保全を図りつつ、地区計画*等を活用し、必要最小限の範囲で計画的 な土地利用を誘導する。
- ・ 市街化区域*に隣接・近接し、都市施設*が整備されている地域において、良好な居住環境の形成や周辺環境の保全に考慮しながら、土地利用の適正な規制・誘導を行う。

②非線引き*用途白地地域*における方針

- ・ 用途白地地域*では、特定用途制限地域*の規制の強化や、開発許可*基準の強化等により無秩序な開発を抑制する。
- ・ さらに、地区計画*等の活用による適切な規制のもと、周辺の良好な環境と調和した秩序ある土地利用を誘導する。

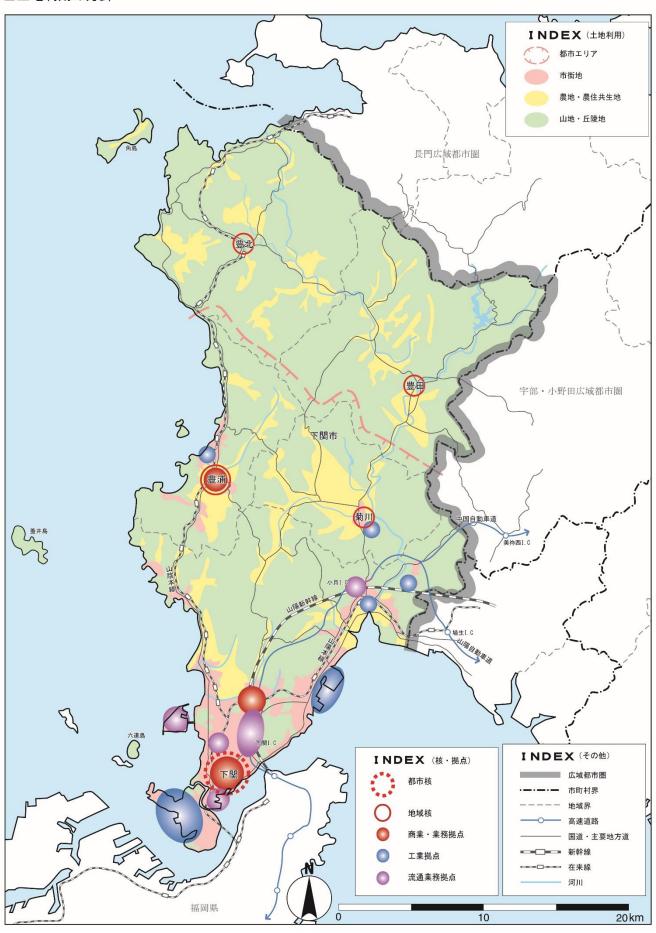
③農地との調和に関する方針

・ 木屋川、綾羅木川、川棚川沿い等の市街地周辺部の農地は、食料の安定供給を図るための土地資源であるとともに、都市にとって貴重な緑地やオープンスペース*であることから、原則として農業の振興および農地の保全を図る地区としてその保全に努める。

(3)都市計画区域*外における方針

・ 自然環境の保全と農林水産業の振興を図るとともに、総合支所周辺等の地域の拠点 や、複数の集落が集まる地域に、日常的な生活サービス機能を確保する取組を主体 に、それぞれの規模に応じた機能の集約や、生活の利便性を確保する交通ネットワ ークの形成などを進める。

■土地利用の方針



3-2. 広域的な都市施設*の整備に関する基本方針

(1) 広域的な交通施設の整備方針

①広域的な交通体系の整備方針

- ・ 下関地域は、関門海峡を挟み九州と接しており、下関駅や下関港等を中心に、福岡・北九州都市圏やアジアとの交流が活発であることから、既存の高速交通体系を活かしつつ、県外主要都市及び広域都市圏間の連携を促進する総合的な広域交通ネットワークの充実・強化に努める。
- ・ 都市機能*が集積している都市部と過疎化・高齢化が進む農山漁村地域においては、 日常的な人やモノの交流や相互補完的な機能連携が図られるよう、交流を強化す る交通体系の整備・充実を進める。

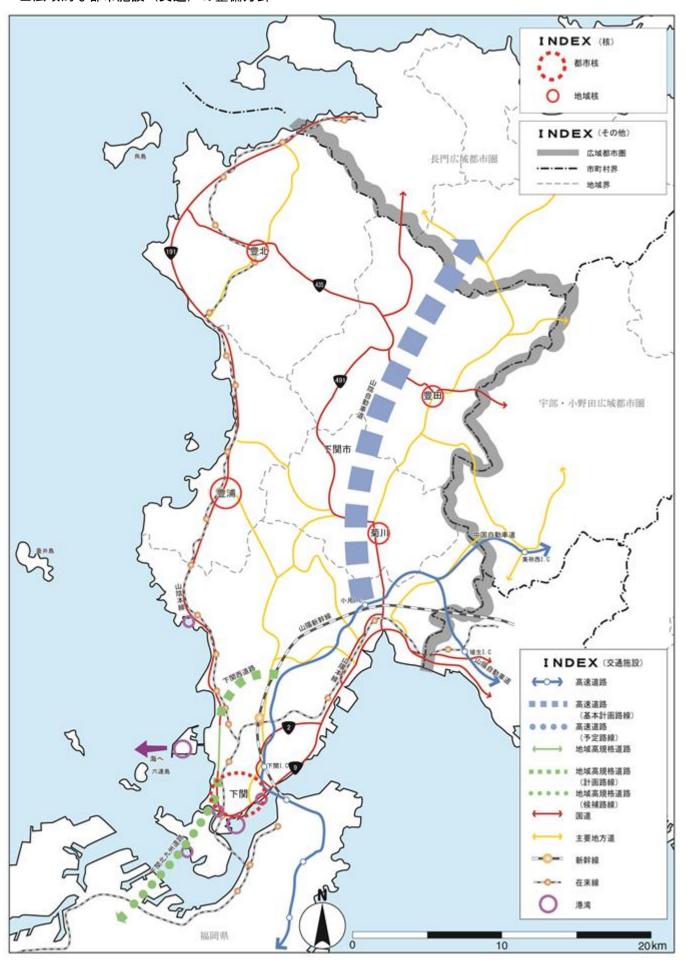
②広域的な道路網の整備方針

- ・ 都市核間の相互連携や広域交流を促進するため、山陽・山陰地域との連携を強化する山陰道(俵山・豊田道路)の整備を図るとともに、北九州都市圏との連携を強化する地域高規格道路*下関北九州道路や下関西道路の整備に向けた取組を進める。
- ・ 圏域内の円滑な交通流動の確保や都市部と内陸部、山間部地域との交流・連携、 隣接する広域都市圏との連携を強化するため、国道2号、国道9号、国道191号、 国道435号、国道491号等、本広域都市圏の主軸となる広域幹線道路の整備・改良 を促進する。

③その他の主要な交通施設の整備方針

- ・ 都市内の幹線道路については、総合的な交通体系や交通サービスを勘案し、既存 道路も含めた都市内道路の各路線の必要性や機能等の検証を行った上で整備を行 う。
- ・環境問題や、自家用車による移動が困難な人々に対応するため、鉄道や路線バス等の公共交通の維持・充実を図る。また、公共交通の利用を促進するため、駅舎やバス停、歩道や自転車道など、交通施設のユニバーサルデザイン*化やパークアンドライド*、サイクルアンドライド*の普及を推進する。
- ・ 交通不便地域における移動手段を確保するため、コミュニティ交通*の維持を図る。
- ・ 駅や港などの交通結節点*や観光拠点などにおいて、今後の市街地整備や観光振興 の動向などから民間駐車場との整合性を図りつつ、需要に見合った駐車場整備を 進める。
- ・本広域都市圏の産業、経済進展の基盤となっている下関港においては、将来の物流に対応するため、沖合人工島の建設を進め、国際拠点港湾としての整備を図るとともに、国際交流・物流拠点としての整備等を推進する。また、にぎわいのある港として活用していくため、下関港周辺のウォーターフロント*地区の整備を推進する。

■広域的な都市施設(交通)の整備方針



(2) その他の広域的な都市施設*の整備方針

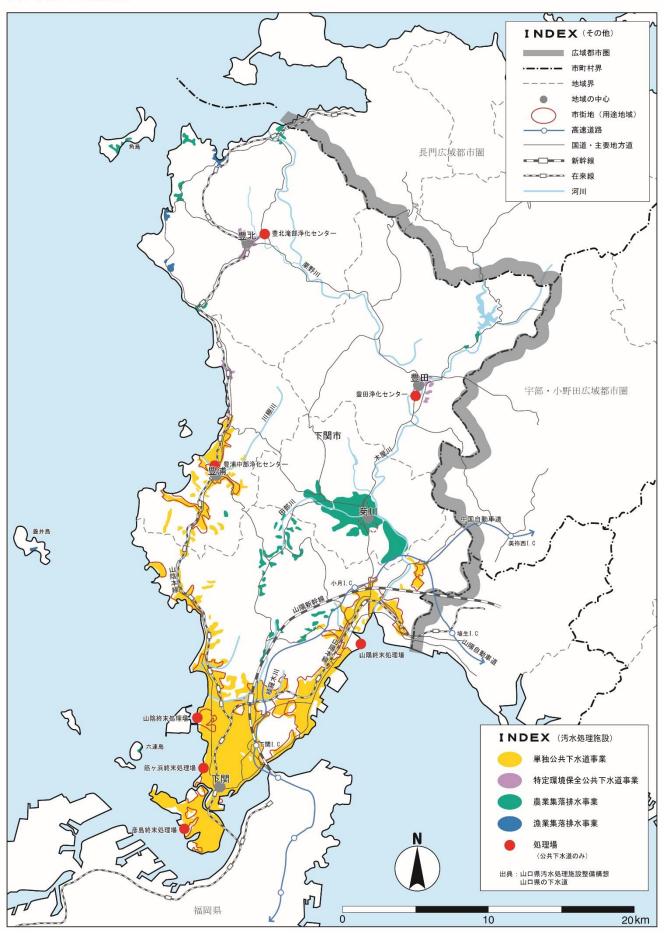
①主要な下水道及び河川の整備方針

- ・健康で快適な生活環境の確保や河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道や農山漁村地域における集落排水、合併浄化槽等、地域の実情を踏まえた汚水処理施設の整備を促進する。
- ・ 近年頻発する集中豪雨や大型化する台風等による浸水被害を抑制するため、公共 下水道等の雨水排水施設の整備・充実を促進する。
- ・ 河川については、治水機能を確保するための維持管理や整備に努めるとともに、 生態系や自然環境の保全を図り、周囲の景観と調和した人々が水に親しめる空間 の整備を進める。

②その他の都市施設*の整備方針

- ・ 圏域全体の良好な環境を確保する循環型社会*の構築を図るため、リサイクル活動 拠点の整備等により、廃棄物の適正処理を促進するとともに、供給処理施設の適 切な整備、共同化による広域的な供給処理体制の充実を図る。
- ・ 子供からお年寄りまで全ての人々が安心して日常生活や社会活動ができる都市づくりを推進するため、公共建築物、公園などの公共空間のユニバーサルデザイン* 化を図る。

■下水道の整備方針



3-3. 市街地整備に関する基本方針

(1)中心市街地*の整備

・ 圏域の中心都市である下関市の中心部では、木造老朽住宅の建替え促進や、遊休 地の有効活用など土地の立体的活用等を促進する規制・誘導制度の導入により、 用途の適正化や合理的な土地利用を進め、効果的な開発・再開発事業等を実施し、 土地の高度利用と秩序ある都市施設*の整備を図る。

(2) 工業団地等の整備

・ 航空宇宙産業や環境関連産業等の集積を図るため、東アジアへの玄関口としての 交通利便性などの優れた立地環境を全国に向けて情報発信しながら、工業団地や 工場用地などの産業基盤の整備を図る。

3-4. 自然的環境の整備、保全に関する基本方針

(1) 自然的環境の整備・保全の基本方針

・ 自然公園地域を中心に、木屋川、粟野川などの河川、豊浦地域から豊北地域にかけての自然海岸などの自然的環境は、多様な生態系や良好な自然景観を形成しており、自然の豊かさや美しさを実感できる交流とふれあいの場として重要な役割を担っているため、その適正な整備・保全に努めるとともに、レクリエーションや癒しの空間として活用を図る。

▼下関広域都市圏の自然公園地域

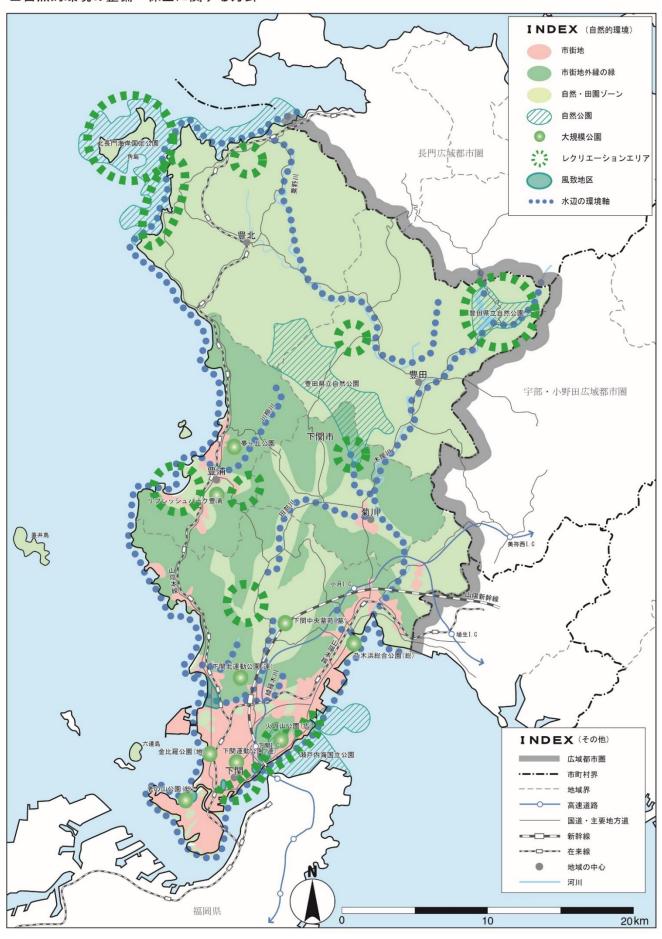
自然公園名	含まれる市町		
瀬戸内海国立公園	下関市 [岩国市、和木町、田布施町、周防大		
	島町、光市、下松市、周南市、防府市など]		
北長門海岸国定公園	下関市(豊北地域)[長門市、萩市、阿武町]		
豊田県立自然公園	下関市(豊田地域及び豊北・菊川地域)		

^[]は、他の広域都市圏

(2) 広域的な公園・緑地等の整備方針

- ・ うるおいのある生活環境の保持や良好な景観の形成、レクリエーション需要への 対応、あるいは災害時の避難場所や救援活動の拠点の確保等を図るため、緑の基 本計画*等に基づいた公園・緑地の計画的な整備、適切な維持管理を行う。
- ・ 広域的なスポーツやレクリエーションの場となっている乃木浜総合公園の整備を 進めるとともに、火の山公園、老の山公園などの維持・充実を図る。
- ・ 風致*地区等の制度の活用により、市街地内やその周辺部の自然環境の保全に努め、 都市の風致*の維持・向上を図る。

■自然的環境の整備・保全に関する方針



3-5. 景観の保全と創出に関する基本方針

- ・下関駅周辺の中心市街地では、にぎわいのある魅力的な景観の創出とともに、都市機 能*の集積と調和した景観形成を図る。
- ・長府地域などの伝統や歴史遺産がある地域では、地域固有の歴史や文化を保存・継承 しつつ、これらの貴重な景観資源の活用を通じて魅力ある景観形成を図る。
- ・木屋川などの地域を代表する河川の水辺空間については、周囲の景観と調和した潤い ある水辺景観の形成を図る。
- ・広域的な幹線道路沿いでは、周囲の山や河川沿いの自然景観や田園景観と調和した沿 道景観の形成を図る。
- ・郊外に広がる農地では、樹林地と山裾の集落、田園等が一体となった穏やかな農山村 景観の保全・創出を図る。
- ・北長門海岸国定公園や豊田県立自然公園などの豊かな自然環境が残る地域では、美し い自然景観の保全を図る。
- ・関門海峡との調和を重視し、海峡を共有する北九州市と連携を図りながら、魅力ある 海辺景観の形成を図る。

3-6. 都市防災に関する基本方針

- ・ 地域の災害特性を考慮した土地利用の誘導等を行うとともに、避難場所や避難路、 延焼防止帯となる公園や道路等の整備を促進するなど、災害に強いまちづくりに取 り組む。
- ・ 近年頻発する集中豪雨や大型化する台風等による洪水、高潮、土砂災害などに対し、 被害の発生や拡大をできるだけ抑えることができるよう、災害リスク情報を踏まえ た都市構造の実現を目指す。
- ・ 地震による建築物の倒壊や火災・延焼による被害を抑えるため、建築物の耐震改修 の促進を図るとともに、防火安全性の確保に努める。
- ・ 下関駅周辺の既成市街地*等の防災上危険な密集市街地*においては、建築物の耐震 化やオープンスペース*の確保などを進め、良好な市街地環境の整備を推進する。 また、斜面住宅地においては、生活道路や公園、防火水槽等の整備に努める。
- ・ 瀬戸内海沿岸は、入り江、湾形の多い南向きの海岸であり、台風時に高潮被害などが発生しやすいため、これらの被害を軽減することを目的として、海岸保全施設*等の整備を推進する。また、南海トラフ巨大地震等による最大クラスの津波被害等に対しては、迅速な情報伝達などのソフト面での対応を図る。
- ・ 洪水や高潮、津波、土砂災害、地震などの災害リスクを示す各種ハザードマップ* の周知や、防災対応能力を高める防災訓練などにより、県民の防災意識を高め、災 害発生時の被害の軽減を図る。
- ・ 防災拠点となる公共施設等の耐震化を図るとともに、業務継続計画 (BCP) の策 定を促進するなど、災害時の業務継続に努める。